

後、ますます進んでいくものと考え、ここで指摘したいのは、「これまで一度でも職員を育てる努力を

したことがありますか。」ということだ。消防では、もっと人が大事だと自覚する必要がある。

# 予防技術検定模擬テスト

NO.207

## — 解説 付 —

### 〔共通〕

問1 次の選択肢のうち、消防法令上、消防法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織の設置を要する防火対象物とならないものを1つ選べ。なお、いずれの防火対象物も消防法第8条第1項に基づく防火管理義務があるものとする。

- (1) 地階を除く階数が3の令別表第1(12)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が6万㎡のもの

- (2) 地階を除く階数が20の令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、令別表第1(5)項イの用途に供される部分が11階から20階に存し、当該部分の床面積の合計が2万㎡のもの

- (3) 地階を除く階数が20の令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が1万㎡のもの

- (4) 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が2万㎡のもの

### 解答と解説

#### 〔共通〕 問1 答 (3)

#### 解説

- (1) 令第4条の2の4第1項第1号ハの規定により、地階を除く階数が4以下の自衛消防組織設置防火対象物（令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項から(12)項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項に掲げる防火対象物という。以下、本設問において同じ。）で、延べ面積が5万㎡以上のものには、自衛消防組織の設置が必要となる。
- (2) 令第4条の2の4第1項第2号イ(1)の規定により、地階を除く階数が11以上の令別表第1(16)項の防火対象物で、自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が11階以上の階に存し、当該部分の床面積の合計が1万㎡以上のものには、自衛消防組織の設置が必要となる。
- (3) 令別表第1(5)項ロの防火対象物は、自衛消防組織設置防火対象物、同表(16)項に掲げる防火対象物で自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分が存するもの及び同表(16の2)項に掲げる防火対象物に該当しないため、自衛消防組織の設置が必要とならないことから、本選択肢が正解となる。
- (4) 規則第4条の2の4第3号の規定により、令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のものは、自衛消防組織の設置が必要となる。

自衛消防組織の設置は、平成19年2月の消防審議会答申を踏まえて行われた平成19年6月の消防法改正により義務付けられた。当時、東海地震、東南海・南海

地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や首都直下地震等の切迫性が指摘されており、社会全体の災害対応力の強化を図る観点から、事業所においても自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっていた。特に、急激に増加していた大規模・高層の防火対象物では、その規模・構造上の特徴や多くの利用者、従業員が存するという特徴から、適切な対応（事業所における自助体制の確立及び組織的かつ計画的な応急対策）が実施されない場合は、消防防災上のリスクが極めて大きくなることが指摘されていた。このような状況に対応する対策の一つとして、大規模・高層な防火対象物の防火対象物の管理権原者に対し、当該防火対象物における火災又は地震等の災害による被害を軽減するための応急活動（在館者の生命・身体の保護、被害の拡大防止を目的とした消火活動、通報連絡、避難誘導、救出・救護等）を業務とする自衛消防組織の設置が義務付けられた。同年の改正では、アメリカ同時多発テロ（平成12年）、事態対処法（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年））や国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年））の成立等、国内外の社会情勢の変化を受けて、火災以外の災害（地震及びNBCRに係る災害（核物質、生物剤、化学剤、放射性物質による災害））に対応し、防火対象物の利用者や従業員の安全を確保するため、自衛消防組織を設ける必要のある大規模・高層の防火対象物に対して、防災管理者制度が設けられた。

## 〔消防用設備等〕

問1 消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検に係る次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 新型インフルエンザ等の流行など、消防庁長官が定める事由により、規則第31条の6第1項及び第3項で定める期間ごとに、消防用設備等の点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに、当該点検を行い、又はその結果を報告することとされている。
- (2) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、

当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていないものは、消防用設備等の点検を消防設備士等（消防設備士免状の交付を受けている者又は消防設備点検資格者）に行わせなければならない。なお、当該階段は屋外に設けられておらず、総務省令で定める避難上有効な構造も有していないものとする。

- (3) 令別表第1(20)項に掲げる防火対象物は、消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検を要しない。
- (4) 令別表第1(13)項イの防火対象物で、延べ面積が500㎡のものに全域放出方式の二酸化炭素消火設備を設置する場合は、必ずしも消防設備士等に点検をさせる必要はない。

## 解答と解説

## 【参考】

- ・大規模地震等に対応した自衛消防力の確保に関する答申（平成19年2月7日 消防審議会）
- ・もう少し知りたい防火法令の基礎知識〔第68回〕 防火管理を考える(3)自衛消防の組織と自衛消防組織 小林恭一
- ・もう少し知りたい防火法令の基礎知識〔第69回〕 防火管理を考える(4)防災管理制度 小林恭一

び第31条の6第4項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定める件」（令和3年消防庁告示第3号）が公布・施行された。

- (2) 令第36条第2項第3号の規定により正しい。選択肢の「避難階以外の階」については、令第4条の2の2において定義され、2階も除かれていることに留意されたい。
- (3) 令第36条第1項の規定により正しい。
- (4) 令第36条第2項第4号及び規則第31条の6の2の規定により誤り。令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素消火設備による死亡事故が相次いだことから、令和4年9月に、令及び規則が改正され、これらの規定が追加された。改正以前から消防設備士等に点検を行わせなければならない対象であった令第36条第2項第1号から第3号の防火対象物に加え、消防用設備等又は特殊消防用設備等の防火安全性能の確保の観点から、消防設備士等に点検を行わせなければならない防火対象物を総務省令で指定できるようにしたものであり、規則において、「全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）が設置されているもの」が指定された。

## 【参考】

「消防法施行規則第4条の2の4第1項ただし書及び第31条の6第4項の規定に基づき、消防庁長官が定める事由及び期間を定める件」の公布・施行について（消防予第17号 令和3年1月22日）

## 〔消防用設備等〕 問1 答 (4)

## 解説

- (1) 規則第31条の6第4項の規定により正しい。新型コロナウイルス感染症のまん延により、人流抑制等が実施されたことで、消防設備点検などの社会活動に支障が生じることとなった教訓を踏まえ、令和2年12月の消防法施行規則の改正により、新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定するもの。新型コロナウイルス感染症もこれに該当。）その他の事由の影響により、規則第31条の6第1項から第3項で定める期間ごとに消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検等を行うことが困難であるときにおける当該期間の延長に係る規定が追加された。この後、令和3年1月7日に新型コロナウイルス感染症のまん延により緊急事態宣言がなされたことを受けて、令和3年1月22日に「消防法施行規則第4条の2の4第1項ただし書及

〔消防用設備等〕

問2 次の表に掲げる屋内消火栓設備等の基準に関する記述のうち、消防法令上誤りがある選択肢を1つ選べ。

| 選択肢         | (1)                                       | (2)                                                     | (3)                                                     | (4)                                                     |
|-------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 屋内消火栓設備等の種類 | 易操作性1号消火栓                                 | 2号消火栓                                                   | 広範囲型2号消火栓                                               | 補助散水栓                                                   |
| 根拠          | 令第11条第3項第1号及び規則第12条第1項第7号へただし書きの規定に適合するもの | 令第11条第3項第2号イの規定に適合するもの                                  | 令第11条第3項第2号ロの規定に適合するもの                                  | 規則第13条の6第4項の規定に適合するもの                                   |
| 水平距離※       | 25m以下                                     | 15m以下                                                   | 25m以下                                                   | 15m以下                                                   |
| 放水圧力（ノズル先端） | 0.17MPa以上0.7MPa以下                         | 0.25MPa以上0.7MPa以下                                       | 0.17MPa以上0.7MPa以下                                       | 0.25MPa以上0.7MPa以下                                       |
| 放水量（棒状の放水）  | 130L/分以上                                  | 60L/分以上                                                 | 60L/分以上                                                 | 60L/分以上                                                 |
| ノズルの機能      | 容易に開閉できる装置を設ける<br>棒状の放水及び噴霧状の放水の切替えができるもの | 容易に開閉できる装置を設ける<br>棒状の放水ができるもの、又は棒状の放水及び噴霧状の放水の切替えができるもの | 容易に開閉できる装置を設ける<br>棒状の放水ができるもの、又は棒状の放水及び噴霧状の放水の切替えができるもの | 容易に開閉できる装置を設ける<br>棒状の放水ができるもの、又は棒状の放水及び噴霧状の放水の切替えができるもの |

※防火対象物の階ごとに、その階の各部分からホースの接続口までの水平距離

〔防火査察〕

問1 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 法第5条第1項に基づく消防署長名の防火対象物の改修命令への取消しの訴えの出訴期間は、法第6条第1項によりその命令を受けた日の翌日から30日以内である。
- (2) 法第8条第3項に基づく消防長名の防火管理者選任命令への取消し訴えの出訴期間は、行政事件訴訟法第14条第1項によりその命令があったことを知った日の翌日から6か月以内である。
- (3) 法第3条第1項に基づく消防吏員名の屋外における火災予防命令への審査請求をした場合に行われる裁決に対する取消しの出訴期間は、法第5条の4により当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から30日以内である。
- (4) 法第17条の4第1項に基づく消防署長名の消防用設備等の設置命令への審査請求をする場合、その審査請求の期間は、行政不服審査法第18条第1項により命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内である。

解答と解説

〔消防用設備等〕

問2 答 (3)

解説

- (1)、(2)及び(4) 令第11条第3項、規則第12条、第13条の6第4項、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号）第2及び第12の規定により正しい。
- (3) 令第11条第3項第2号ロ(5)の規定により、誤り。放水量は、80L/分以上である。

2号消火栓や補助散水栓の基準については、昭和62年の消防法施行令及び消防法施行規則の改正により、病院や社会福祉施設等の防火安全対策の充実を図るために整備されたものである。易操作性1号消火栓については、2号消火栓と同様に一人でも操作ができるように操作性を向上させたものとして、平成8年から消防法施行令第32条の規定を適用し、その設置が認められていたが、平成9年3月の消防法施行規則の改正で消防法令上位置付けられた。その後、平成25年3月の消防法施行令等の改正で、1号消火栓と同様に防火対象物の階ごとに、その階の各部分からホースの接続口までの水平距離が25m以下となるように設けることができるよう、2号消火栓と比べて放水量を増し、広い範囲をカバーできる広範囲型2号消火栓の基準が整備

された。同時に、屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号）が整備され、これら放水用設備の操作性等の基準の明確化が図られた。

【参考】

- ・消防法令改正経過検索システム（東京理科大学 総合研究機構火災科学研究センター）
- ・消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（平成25年3月27日 消防予第120号・消防危第46号）

〔防火査察〕

問1 答 (3)

解説

- (1) 法第6条及び違反処理標準マニュアル（令和4年11月、総務省消防庁予防課）により正しい。
- (2) 行政事件訴訟法第14条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。
- (3) 法第3条第1項に基づく命令の審査請求をした場合に行われる裁決に対する取消しの出訴期間は、行政事件訴訟法第14条第1項によりその命令があったことを知った日の翌日から6か月以内であるので、誤り。
- (4) 行政不服審査法第18条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。

## 〔防火査察〕

問2 消防法（以下「法」という。）第3条に基づく措置命令等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第3条第1項の規定による命令は屋外についてのものであり、命令内容については、屋外における火災予防上危険な火遊び、火気設備等の使用等の行為の禁止、みだりに存置された避難上危険な物件の除去等、同項各号で列举されている一定の火災予防上危険な行為や物件に係る命令等に限定される。
- (2) 法第3条第1項の規定による命令権者は、消防長、消防署長その他の消防吏員又は消防本部を置かない市町村の長であり、消防吏員以外の消防職員は、本条の命令権者ではない。
- (3) 法第3条第1項の規定による命令の要件の一つである「火災の予防に危険である場合」の認定は命令権者に委ねられるが、必ずしも現実的な火災危険があることを要するものではなく、過去の火災事例等を参考に、周囲の状況を勘案して、個別的な状況から合理的に判断して具体的な火災危険性があると認められれば足りる。
- (4) 法第3条第2項の規定による措置（略式の代執行）の措置権者は、消防長若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村の長であり、措置権者の指示を受けて本条第2項の措置を実際に行う者は、当該消防吏員（消防本部を置かない市町村は当該消防団員）である。

## 〔危険物〕

問1 製造所等において、許可若しくは届出に係る品名以外の危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る数量若しくは指定数量の倍数を超える危険物を貯蔵し、又は取り扱うことは、貯蔵・取扱い基準違反に該当する。消防法第11条の4第1項の規定に基づく届け出を行わないで、許可又は届出に係る物品を次のように変更するとき、貯蔵・取扱い基準違反に該当しないものを選べ。

- (1) ナトリウム(20kg) → カリウム(20kg)
- (2) トルエン(400L) → アセトン(800L)
- (3) 酢酸(2,000L) → クロロベンゼン(2,000L)
- (4) トリエチルアルミニウム(50kg) → ジエチルアルミニウムクロライド(50kg)

## 〔危険物〕

問2 次のうち、丙種危険物取扱者にはできないものを選べ。

- (1) ガソリンを貯蔵する屋外タンク貯蔵所における危険物の取扱い
- (2) 重油を取り扱う船舶給油取扱所における危険物の取扱い
- (3) ベンゼンを貯蔵する移動タンク貯蔵所による移送における危険物取扱者の乗車
- (4) 潤滑油を取り扱う一般取扱所における危険物の取扱い

## 解答と解説

## 〔防火査察〕 問2 答 (4)

## 解説

- (1) 法第3条第1項、違反処理標準マニュアル（令和4年11月、総務省消防庁予防課）及び逐条解説消防法（第5版）により適当。
- (2) 法第3条第1項、違反処理標準マニュアル及び逐条解説消防法（第5版）により適当。
- (3) 法第3条第1項、違反処理標準マニュアル及び逐条解説消防法（第5版）により適当。
- (4) 法第3条第2項により措置権者の指示を受けて本条第2項の措置を実際に行う者は、当該消防吏員ではなく、当該消防職員（消防本部を置かない市町村は当該消防団員）であるので、不適当。

## 〔危険物〕 問1 答 (4)

## 解説

それぞれの品名、指定数量は、ナトリウム（ナトリウム10kg）、カリウム（カリウム10kg）、トルエン（第1

石油類 200L）、アセトン（第1石油類 400L）、酢酸（第2石油類 2,000L）、クロロベンゼン（第2石油類 1,000L）、トリエチルアルミニウム（アルキルアルミニウム 10kg）、ジエチルアルミニウムクロライド（アルキルアルミニウム 10kg）である。したがって、(1)は品名、(2)は数量、(3)は指定数量の倍数がそれぞれ変更となる。法第11条の4第1項、別表第1、令第24条第1号、別表第3参照。

## 〔危険物〕 問2 答 (3)

## 解説

丙種危険物取扱者が取り扱うことができる危険物は、ガソリン、灯油、軽油、第3石油類（重油、潤滑油及び引火点130℃以上のものに限る。）、第4石油類及び動植物油類とされている。また、危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させて行わなければならないとされている。法第13条の2第2項、第16条の2、規則第49条参照。